

令和3年度 川崎市木材利用促進業務委託

プロポーザル募集について

1 背景・目的

本市では、平成26年から「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を策定するなど、公共建築物等における国産木材利用の促進に取り組んでいます。

民間建築物に対しては、有識者、公共・公益団体、民間事業者等にて構成する「川崎市木材利用促進フォーラム（以下、「フォーラム」という）」^{※1}を平成27年10月に設立し、木材利用を促進しています。

また、地方との連携として、林産地の自治体や企業からの協力のもと、公共空間を活用した木育イベントの実施など、普及啓発の取組を実施しています。

さらに、昨年度の森林環境譲与税の譲与開始を契機として、都市部と林産地の連携が進んでおり、**木材の消費地としての本市の取組を地方創生に繋げることが求められています。**

このような背景から、これまでのフォーラムの運営及び今後のあり方の検討^{※2}を踏まえた取組の構築を行うとともに、林産地の活性化につながるより具体的な取組を実施し、**一層の木材利用の促進・普及につなげていく必要があります。**

こうしたことから、本業務においては、これらの取組を総合的に推進するため、**技術・ノウハウを有する事業者を公募型プロポーザル方式にて募集します。**

※1 (別添1)「川崎市木材利用促進フォーラム」 参照

※2 (別添2)「令和2年度 川崎市木材利用促進業務委託 報告書概要」 参照

2 委託業務概要

- (1) 件名 令和3年度川崎市木材利用促進業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (3) 予定経費 7,720,000円（消費税及び地方消費税含む）
※上記金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、提案対象の規模の上限を示すものである。
- (4) 契約方法 本プロポーザルにおいて選定された事業者と随意契約を締結することを予定している。
- (5) 業務内容 本事業の背景・目的を踏まえ、次の業務を行うこと。

ア フォーラムの活性化に向けた取組の構築

- 持続可能なフォーラムを実現するため、フォーラムを活性化させる取組を提案する。
 - ・フォーラムを活性化させるため、会員発意のプロジェクトや情報共有の場などのニーズが行かされる取組とする。
 - ・会員発意のプロジェクトにおいては、円滑に取組が進むよう効果的に運営や広報などの支援を行い、バックアップできる体制とする。
 - ・活性化に向けた仕組みの構築に伴い、現状の部会の体制見直しを行うこととする。
 - ・林産地の事業者とフォーラム会員とのビジネスマッチングを目的とした意見交換会を企画・実施することとする。

イ 木材利用コーディネータの運用及びフォーラムとの効果的な連携方法構築

- 令和元年度から試行実施している木材利用相談窓口について、運営を行う。
 - ・窓口運営に要する回線利用料及び電話機代は受注者負担とする。
 - ・運営にあたっては、既存窓口の活用又は既存窓口と同等以上の体制を整備し、相談対応を行う。
 - ・相談対応者リストの整理・集約（フォーラム会員各々の対応可能な相談内容等の情報を整理し、相談者に提示できるようにする）
 - ・相談記録表の作成（相談者・相談概要等を記載）
 - ・電話での事前相談対応
 - ・相談窓口のホームページの運営
 - ・市内事業者等に対して積極的にPR活動を行い、窓口の認知度向上を図る。
- 相談窓口が市内企業（施主、設計事務所、工務店 等）に周知されるよう効果的なPRの提案を行う。
- 相談があった案件を円滑にフォーラム会員へ繋ぐことができる提案を行う。
- 相談窓口の試行実施を踏まえて、令和4年度以降の効果的な相談体制を検討し報告書に取りまとめる。

ウ 木製品流通プラットフォームの構築について

- 令和2年度から試行的に実施している市民が林産地の木製品を直接手に取り、購入等が可能な仕組みについて、継続して実施する。
 - ・フォーラム会員と連携して、都市部で展開を希望している木製品の情報収集を行う
 - ・本市の市内店舗等で事業実施意向のある店舗の情報収集を行う。

- ・木製品と市内店舗のマッチングを行い、販売プラットフォームを構築する。
- 都市部のニーズを把握し、林産地へフィードバックさせる仕組みを検討し、今後の持続可能なモデルとなるような提案を行う。

エ 企業に対する木材利用促進について

- 国産木材の普及啓発を実施する。
 - ・市内企業等のエンドユーザーや施工業者等を対象とした国産木材利用促進のための講演会（50名以上の規模）等を開催する。
- 企業等が木質化等に取り組むための支援策を提案する。
 - ・かわさきカーボンゼロチャレンジ2050などの市の施策と組み合わせながら、フォーラム会員等と連携し様々な市内企業向けに木材利用が提案できる仕組みを提案する。

オ 市民向け木材普及啓発について

- 木育イベントを提案する。
 - ・民間企業や自治体と連携し、「(仮称) 第2回 川崎駅前 優しい木のひろば」を開催するにあたって、企画・運営を行うこととする。
 - ・物販やワークショップ等について、可能な限り出展者のニーズに対応すること。
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止策を十分に踏まえた企画とし、必要に応じて実行委員会を設置して運営を行うこととする。
 - ・かわさきカーボンゼロチャレンジ2050及び令和6年度の市制100周年イベントである緑化フェアの開催を見据えた企画提案とすること。
- 森林教育プログラムの提案を行う。
 - ・令和2年度に小田原市で実施した試行実施結果を踏まえながら、市民に対して、木の良さや利用の意義啓発のため、林産地と連携し、市民参加型の森林教育ツアーを実施する。
 - ・フォーラム会員等と連携し、今後の市民向け普及啓発モデルを提案する。
- その他
 - ・イベントに係る必要物品、会場設営、チラシ作成、運営補助（警備、交通整理、運搬、資料等の配布等）は原則委託費に見込むものとする
 - ・本取組に対する、HPやSNSなどを活用した情報発信を行う。

カ 報告書作成

- 本事業の実施内容を報告書としてとりまとめる。
 - ・とりまとめにあたっては、対外的な発信を視野に入れ、HPやSNSなどを活用した情報発信についても検討するものとする。
 - ・報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができる。

(6) 業務内容に関する注意事項

- ア 会議や講演会、イベント等の開催にあたっては、公共空間や本市の所有する会議室等は原則無償で利用することができる。民間のホール、会議室等を利用する場合の使用料については、予定経費に含まれるものとする。
- イ 会議、講演会等において、講演者等を招聘する場合の交通費や謝金については、予定経費に含まれるものとする。
- ウ イベント等における警備や保険等の費用は、予定経費に含まれるものとする。
- エ 森林教育ツアー等の実施にあたっては、参加者を募集する際の交通費や食費、保険等の実費に限り、参加費として徴収することを可能とする。

3 参加資格

受託を希望する事業者は、本事業の目的に沿った事業提案及び業務を適切、公平、中立かつ効率的に実施できるものであって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 申請時点において、川崎市の競争入札参加資格を有する登録事業者（委託業務）であること。
- (2) 本委託業務に関するノウハウを有し、かつ、業務の達成及び事業計画の遂行に必要な人員及び組織を有していること。
- (3) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当するもの
 - イ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中であるもの
 - ウ 直近2か年分の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税・地方法人特別税、法人住民税、固定資産税を滞納しているもの
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるものまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの
 - オ 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの
 - カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制化にある団体
 - キ 代表者が成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの
 - ク 代表者が禁固以上の刑に処せられ、執行終了日または執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - ケ その他資格審査において不相当であると市長が認めるもの
- (5) 本市と円滑に連絡調整できる地域に本社または事務所等があること。

4 応募方法・提出書類

申請書等を漏れなく記入し、必要書類を添えて、御提出ください（FAX、電子メール等不可）。申請書等の様式は、川崎市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000117203.html>

(1) 提案の募集期間

令和3年4月19日（月）～令和3年5月17日（月）

(2) 提出書類

No.	名 称	様 式
1	応募申請書	様式1
2	誓約書	様式2
3	会社等の概要	様式3
4	配置予定人員	様式4
5	実施方針	様式5
6	業務提案書	様式6
7	見積書（明細書を含む）	—
8	定款 ※最新のもの	—
9	法人概要・業務実績等がわかるもの（パンフレットなど）	—
10	その他市長が必要と認める書類	—

(3) 提出部数 正本1部 及び 副本（写し）10部

(4) 提出場所 川崎市まちづくり局総務部企画課



川崎市まちづくり局
総務部企画課
【住所】
川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル8階

(5) 留意事項

- ア 提出書類（正本1部、副本10部）は、部ごとにまとめてA4判縦型フラットファイルに綴じて（折込可）提出してください。
- イ ファイルの表紙及び背表紙には、提案事業名及び団体名を記載してください。
- ウ 提出書類には「4（2）提出書類」のNo.をインデックスとして付けてください。
- エ 応募に要した経費等については、本市は一切負担いたしません。また、提出書類は返却いたしません。
- オ 提出書類の差し替え及び再提出は、提出期間終了後は一切受け付けません。
- カ 提出書類は、川崎市情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。
- キ 応募申請書の提出後に辞退する場合は、応募辞退届（様式7）を「4（4）提出場所」に持参してください。
- ク 以下の事項に該当する場合は、無効または失格となることがあります。
 - （ア）提出書類の提出場所、提出期間、提出方法等が守られなかったとき。
 - （イ）提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。

5 応募に関する質問・回答

- (1) この募集に関する質問がある場合は、質問書（様式8）に記入の上、まちづくり局総務部企画課までメール又はFAXにて提出してください。
- (2) 質問受付期間
令和3年4月19日（月）～5月6日（木）
- (3) 質問に対する回答
質問書に対する回答については、後日、質問者に回答します。
回答までに少々時間をいただく場合があります。

6 受託候補者の選定方法

募集終了後、提出された書類に基づき、次の評価項目について、妥当性、実現性、事業効果などを総合的に審査し、受託候補者を選定します。なお、審査の結果、選定された事業者については、選定結果通知書（様式9）にて通知し、あわせて今後のスケジュールをお知らせいたします。

【評価項目】

- (1) 参加資格
- (2) 見積金額
- (3) 配置人員（執行体制・役割など）
- (4) 業務の実施方針
- (5) 業務に関する提案

7 その他

- (1) 市内業者の育成及び市内経済の活性化の観点から、本業務委託の協力企業等は、市内企業の採用に努めてください。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 本事業は、地方創生推進交付金を活用する予定です。

8 募集に関する問い合わせ先

川崎市まちづくり局総務部企画課

(川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル8階)

電 話 044(200)2703

FAX 044(200)3967

Email 50kikaku@city.kawasaki.jp